

第 1 回
米子市地方創生有識者会議
資 料

(平成27年6月2日)

[目 次]

【資料1】米子市地方創生有識者会議設置要綱……………	P. 1
【資料2】米子市地方創生有識者会議委員等名簿……………	P. 2
【資料3】米子市地方創生有識者会議の運営方法について（案）…	P. 3
【資料4】米子市地方創生推進体制図……………	P. 5
【資料5】米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）策定基 本方針……………	P. 6
【資料6】米子市における人口減少対策・地方創生推進に向けた取 組状況と今後のスケジュール……………	P. 8
【資料7】米子市における地方創生先行型事業の概要……………	P. 11

《別添参考資料》※国作成

- ①まち・ひと・しごと創生法の概要.
- ②まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像
- ③地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開
- ④地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料

米 子 市

米子市地方創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における地方創生に関する総合的な戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に該当するものをいう。）を策定し、及びその効果を検証するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、米子市地方創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 有識者会議は、委員若干人で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 有識者会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 有識者会議の会議は、座長が議長となる。

3 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

資料 2

米子市地方創生有識者会議委員等名簿

1 委員（五十音順、敬称略）

所 属 等	氏 名	備 考
山陰合同銀行米子支店 支店長	安 喰 哲 哉	
連合鳥取西部地域協議会 事務局長	井 上 準 一	
米子信用金庫 総合企画部長 (兼戦略営業室長)	岡 村 哲 晶	
米子日吉津商工会 事務長	倉 間 秀 樹	
鳥取大学医学部附属病院 特命准教授 (次世代高度医療推進センター)	古 賀 敦 朗	
鳥取短期大学幼児教育保育学科 教授 (米子市子ども・子育て会議会長)	齊 木 恭 子	
米子商工会議所 事務局長	但 馬 清 美	
鳥取西部農業協同組合 参事 (兼総合企画部長兼改革推進課長)	中 西 広 則	
米子青年会議所 専務理事	中 元 啓 介	
米子公共職業安定所 所長	花 倉 隆	
日本政策金融公庫米子支店 支店長	前 田 芳 昭	
米子工業高等専門学校機械工学科 教授	森 田 慎 一	
鳥取銀行米子支店 支店長	山 上 恵 吾	

2 オブザーバー（敬称略）

所 属 等	氏 名	備 考
鳥取県西部総合事務所 地域振興局長 (米子市担当コンシェルジュ)	安 本 俊 夫	

米子市地方創生有識者会議の運営方法について（案）

米子市地方創生有識者会議設置要綱（平成27年4月13日施行。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、米子市地方創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営方法を次のとおり定める。

記

1 有識者会議の性格

(1) 設置目的（要綱上の規定）

市が地方創生総合戦略を策定し、及びその効果を検証するに当たり、有識者等の意見を聴取するため設置。

※市は、地方創生総合戦略の策定に先立ち、人口ビジョンも策定。

(2) 性格

ア 有識者会議は、市長の諮問に応じ答申する機関ではないこと。

イ 有識者会議は、合議制の機関ではなく、各界から選考された委員個々の意見を市が聴く場であること。したがって、各議事について、必ずしも有識者会議の総意をまとめる必要はないこと。

2 有識者会議の委員の具体的役割

有識者会議の委員は、次に掲げる役割を担うものとする。この場合において、委員は、専門的な識見からのみならず、市で生活し、又は働く市民の代表としての視点によっても当該役割を担うものとする。

- (1) 市が策定する地方創生総合戦略に関し意見を述べる。
- (2) 地方創生総合戦略に盛り込むべき施策（事業）関し提案を行う。
- (3) 市が行う地方創生総合戦略の効果の検証に関し意見を述べる。
- (4) 必要に応じて、地方創生総合戦略の見直しに関し意見を述べる。

3 会議の公開

有識者会議の会議は、その全部を公開とすること。

4 関係者の出席

有識者会議は、次に掲げる関係者に会議への出席を求めると。

(1) 市の幹部職員

《出席予定者》

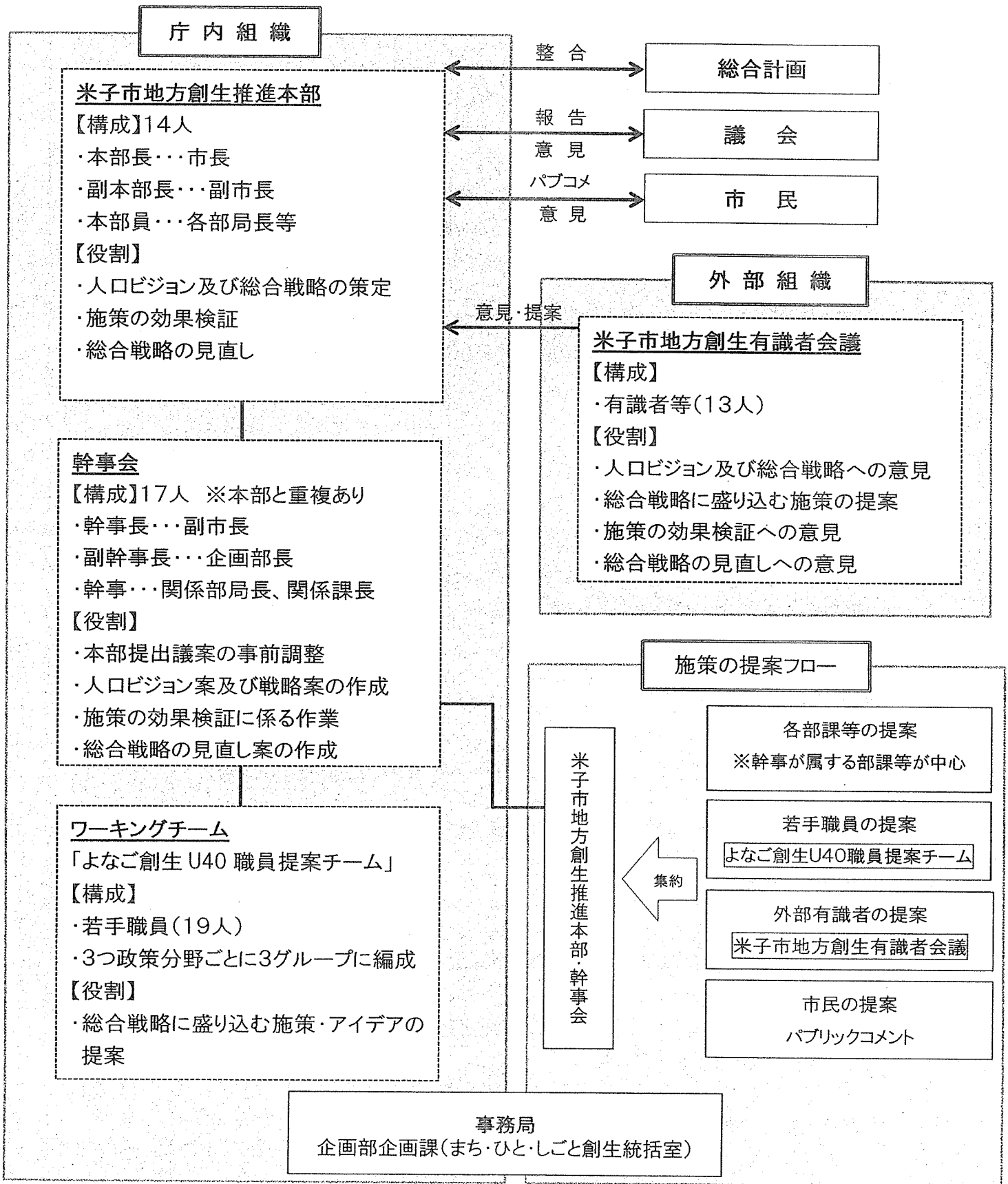
米子市地方創生推進本部幹事会幹事（副市長、企画部長、総務部長、福祉保健部長、経済部長、人権政策監、行政経営課長、財政課長、男女共同参画推進課長、企画課長、地域政策課長、こども未来課長、健康対策課長、経済戦略課長、商工課長、観光課長、農林課長）

(2) 県の職員（市町村における地方創生推進に係る支援担当）

《出席予定者》

鳥取県西部総合事務所 地域振興局長
（米子市担当コンシェルジュ）

米子市地方創生推進体制図



資料 5

米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)策定基本方針

(平成27年4月6日米子市地方創生推進本部決定)

1 趣旨

国においては、まち・ひと・しごと創生法が制定され、人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後5か年の政策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたところである。

本市においては、平成17年の合併以降の人口は15万人程度を維持してきたところであるが、今後は人口が減少に転じ、少子化・高齢化が一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の活性化や活力ある地域社会の形成などが課題となっている。

そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づき国及び鳥取県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、市の実情を踏まえ、直面する課題に総合的かつ計画的に取り組むため、米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。

2 策定内容

(1)米子市人口ビジョン(仮称)

本市の人口の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向性や人口の将来展望を示す長期的なビジョンとして策定する。

(2)米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)

米子市人口ビジョンを踏まえ、今後5か年の施策の基本目標や基本的方向、具体的な事業をまとめた計画を策定する。

3 対象期間

(1)米子市人口ビジョン(仮称)

国の長期ビジョンを踏まえ、平成72年(2060年)までを対象期間とする。

(2)米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)

計画期間は、平成27年(2015年)度から平成31年(2019年)度までの5か年とする。

4 主な検討項目

国・県の総合戦略を勘案し、下記の政策分野ごとに、本市の実情に応じた検討を行う。

(1)地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する

(2)本市への新しい人の流れをつくる

(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(4)広域連携を推進し、圏域の一体的な発展をはかる

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略

〔政策の基本目標〕(4つの基本目標)

- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しいひとの流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

5 推進体制

(1) 庁内組織

①米子市地方創生推進本部

総合戦略の策定に関して必要な事項について、全庁的な視点から方針及び施策等を検討する。本部のもとに幹事会、ワーキングチームを置く。

②米子市地方創生推進本部幹事会

本部提出議案の事前調整を行う。

③よなご創生U40 職員提案チーム

若手職員の柔軟な発想や提案を求め、総合戦略に反映させる。

(2) 外部組織

米子市地方創生有識者会議

有識者等(10人程度)で構成する推進組織を設置し、総合戦略の策定に関し外部の意見を求める。

6 策定期期

平成27年10月末を目途

7 その他

- (1)総合戦略の策定に当たっては、現在策定中の第3次米子市総合計画との整合性を図るものとする。
- (2)総合戦略は、PDCAサイクルに基づき、実施した施策や事業の効果を検証の上、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (3)この策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

資料 6

米子市における人口減少対策・地方創生推進に向けた取組状況と今後のスケジュール

【平成25年度】

12月3日 人口減少に関する調査研究等を行うため、市内部に米子市人口減少対策会議（座長：副市長）を設置

1月27日 第1回米子市人口減少対策会議

【平成26年度】

5月1日 第2回米子市人口減少対策会議

9月2日 第3回米子市人口減少対策会議

10月28日 第4回米子市人口減少対策会議

11月27日 地方創生推進に係る総合的な戦略の策定するため、市内部に米子市地方創生推進本部（本部長：市長）を設置

11月28日 国において「まち・ひと・しごと創生法」制定

12月24日 第5回米子市人口減少対策会議

※計5回開催した米子市人口減少対策会議では、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計、既存統計などを用いて本市の人口推移や現状（年齢3階層別の人口、合計特殊出生率など）を確認するとともに、地方創生に係る施策を研究

12月27日 国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定

2月12日 国の交付金（地方創生先行型）を活用した地方創生関連事業（戦略策定、移住・定住対策、地域の魅力発信対策、子

育て支援対策、創業支援・雇用対策)を計上した平成26年度2月補正予算案(平成27年度繰越)が議会において
可決成立 ⇒ 地方創生関連事業に順次着手

【平成27年度】

- 4月 1日 米子市人口減少対策会議を発展的に解消し、その構成員をもって米子市地方創生推進本部に幹事会(幹事長:副市長)を設置
- 4月 6日 第1回米子市地方創生推進本部会議
(地方創生総合戦略の策定基本方針を決定)
- 4月13日 地方創生総合戦略を策定し、及びその効果を検証するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、米子市地方創生有識者会議を設置
- 4月14日 第1回米子市地方創生推進本部幹事会会議
(地方創生総合戦略の検討の進め方について協議)
- 4月16日 米子市議会総務企画委員会
(まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定方針について報告)
- 4月16日 地方創生総合戦略に盛り込むべき施策(事業)の提案について各部課等の長及び職員に通知(提案の募集)
- 4月21日 第1回よなご創生U40(アンダーフォーティ)職員提案チーム会議 ⇒ 3グループが順次活動開始
※概ね40歳以下の若手職員で構成する米子市地方創生推進本部のワーキングチーム
- 5月19日 第2回米子市地方創生推進本部幹事会会議
(地方創生総合戦略に盛り込むべき施策の提案状況等について報告)

5月27日 第2回よなご創生U40職員提案チーム会議
(提案の検討状況について中間報告)

6月 2日 **第1回米子市地方創生有識者会議**
(委員委嘱、会議の運営方法の決定、地方創生の概要説明、
意見・情報交換)

《今後の当面のスケジュール》※平成27年6月2日現在

6月下旬～ 第3回米子市地方創生推進本部幹事会会議
(人口ビジョン骨子案・地方創生総合戦略骨子案を協議・
決定) ※必要に応じて第4回会議を早急に開催

第2回米子市地方創生推進本部会議
(人口ビジョン骨子案・地方創生総合戦略骨子案を協議・
決定) ※必要に応じて、第3回会議を早急に開催

第3回よなご創生U40職員提案チーム会議
(提案について最終報告)

7月 米子市議会
(人口ビジョン骨子・地方創生総合戦略骨子を説明)

人口ビジョン骨子・地方創生総合戦略骨子を公表し、市民
等の意見を聴取

第2回米子市地方創生有識者会議
(人口ビジョン骨子・地方創生総合戦略骨子に対する意見
及び地方創生総合戦略に盛り込むべき施策の提案に係る
意見を聴取)

=====

10月 人口ビジョン・地方創生総合戦略を策定

米子市における地方創生先行型事業の概要

※国の交付金（約9千7百万円）を活用し、地方創生総合戦略策定前に先行的に取り組みこととした事業（平成26年度2月補正予算措置済み、平成27年度予算に繰越し）

整理番号	事業名	事業概要	平成27年度事業費(千円)	所管課
1	「米子がかわる！」戦略を練る。	「米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。	10,073	企画課
2	ふるさとで、はたらく。～家族で米子へUターン～	有用な人材を確保し移住を促進するため、本市出身の社会人にUターンしてもらい、培ってきた社会人としての能力を再び本市で発揮してもらおうべく、本市で新設する社会人枠として数名程度の職員採用を実施する。	3,500	職員課
3	来たれ米子市！よなご市民増加プロジェクト	本市への移住・定住を促進していくためには、本市の魅力や暮らしやすさ、利便性などを広く情報発信することが必要である。このため、パンフレットの作成・配布や、都市圏に住む若年層を対象とした移住を目的としたセミナー、ツアーなどを実施する。	11,078	企画課
4	ふるさとへUターン！応援します。	山陰地区以外に居住する本市出身の新規卒業者（奨学金受給者に限る）が、本市の主催する合同就職ガイダンスに参加した場合や、当該新規卒業者が、本市と関連する市内企業にインターンシップを実施した場合に旅費相当額を助成する。また、当該新規卒業者が本市に就職するために帰省費用相当額（移転費用）を助成する。	3,000	商工課
5	奨学金利子 本市が負担します。	若者の地域定着の促進に向け、大学生が卒業後に地元企業に就職することなどを条件に奨学金の貸付を受けていた新規卒業者に対して、償還期間3年間を限度として、奨学金返還額の利子相当分を支援する。	9,532	商工課
6	「先端医療創造都市よなご」情報発信事業	全国でも比較優位性の高い医療関連技術やサービスをこれからの地域活性化に生かすべく、米子における医療技術、医療機器開発、健康福祉の取組等、今後の産学官の連携を促進するシンポジウムを企画するなどし、地域の魅力を発信する。	3,928	地域政策課
7	安心の子育て推進します。	障がい児保育・乳児保育・1歳児保育に係る保育士の追加配置を行う民間認可保育所等に対して助成する。	67,399	こども未来課
8	保育の環境整えます。	民間認可保育所等に対する運営費等の助成を行う。	47,762	こども未来課
9	ヨネギーズ不妊治療応援事業	特定不妊治療は治療にかかる費用が高額であり、子どもを持ちたいと願う市民にとって経済的負担は大変大きいものがあることから、安心して子どもを生育できる環境づくりを進めるため、特定不妊治療等に対して経済的な支援を行う。	12,022	健康対策課
10	農家ぐらし始めませんか？プロジェクト	地域農業の活性化と移住定住を促進するため、移住定住を伴う就業について、情報発信や環境整備、就業条件整備等を総合的に支援する。	9,270	農林課
11	創業された方応援します事業	地域経済に新たな活力を生み出す創業者を育成支援するため、市が作成した創業支援事業計画の特定創業支援事業を修了した者に対して支援を行う。	10,000	商工課
12	よう来てごしなっ！加算型誘致企業支援事業	本市の現在取り組んでいる企業誘致の更なる実現に向けて、企業立地促進補助金に加算する形で補助金を交付し、雇用の拡大、流入人口増を推進する。	50,000	経済戦略課
合 計			237,564	

